

5 類感染症（新型コロナウイルス）における療養報告書の提出について

5 類感染症は、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法第 19 条により、出席停止期間が決められております。5 類感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにして下さい。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、父母等の方が下記の「5 類感染症（新型コロナウイルス）における療養報告書」に療養経過を記入し、受診証明となる領収書（コピー可）等と合わせ学校へ提出をお願いします。

<5 類感染症出席停止期間の基準>

「発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、軽快した後 1 日を経過するまで出席停止とする。」

.....
父母等記入

専門学校千葉県自動車大学校 学校長 様

5 類感染症（新型コロナウイルス）における療養報告書

_____年_____番 _____氏名

5 類感染症との診断（_____月_____日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準 1～3 を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、_____月_____日より登校します。

記

チェック	出席停止期間の基準	
	1	発症日（発熱した日）を「0」とし、翌日から数え 5 日を経過している。 ⇒発症日を記入して下さい。 発症日：_____月_____日（ _____日）
	2	軽快後 1 日を経過している。 ⇒「軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、平熱に戻った日を 1 日と数えます。
	3	登校しても活動ができる状態に症状が回復している。 ・咳がひどくありませんか。（呼吸器症状が改善傾向にあること） ・食欲はありますか。 ・1 日中起き上がっていてつらくありませんか。

受診した医療機関名（ _____ ）

学 校	印
--------	---

上記のとおり相違ありません。

_____年 _____月 _____日 _____父母等氏名 _____印